



# まなびの体験広場2012

## ーひとみの輝く甲賀っこまつりー

開催日時 10月27日(土)

午前の部：10時30分から  
午後の部：13時から

会場 甲南情報交流センター

(忍びの里プラザ)

体験対象者 市内の小学生

講師 市内の高校・専門学校生

シルバー人材センター会員

体験コーナー

- ・オリジナルフレーム作り
- ・昔遊び
- ・妊婦、老人体験・赤ちゃん抱っこ体験
- ・プラネタリウム体験 など



学んでいる学生たちには「発表の場」として、またその場で体験する子どもたちには「学びの場」として、異世代間の交流の中から人のつながりを広げていく機会となるよう企画しました。同時開催のエコフェスタと併せて、皆様のご来場をお待ちしています。

問い合わせ

社会教育課 生涯学習係  
☎86・8021 ☎86・8380

同時開催

## 甲賀市エコフェスタ

地球温暖化問題について家庭で取り組めることを、展示や工作教室をとおして広く市民の方に学んでいただける催しです。

開催時間 10時から15時30分

《内容紹介》

- 展示コーナー
  - ・太陽光・照明システム
  - ・環境と電気の体験コーナー
  - ・自転車と交通安全
- 古着の回収・リサイクルコーナー
- 地元の農産物や特産物の販売
- フリーマーケット
- 省エネ診断
  - ・省エネ診断ソフトによる診断(持ち物：滋賀県温暖化対策課HPIに掲載の事前調査票)
  - ・省エネ体験装置

※内容は変更になる場合があります。

問い合わせ

生活環境課 環境政策係  
☎65-0691 ☎63-4582

## 屋外広告物クリーンキャンペーンを実施しました

国土交通省が9月1日から10日を「屋外広告物適正化週間」として設定したことを受け、県内で一斉に「屋外広告物クリーンキャンペーン」が実施されました。

### ◎屋外広告物

#### フリーンキャンペーンの内容

- ①屋外広告物法および条例の普及啓発
- ②違反広告物の簡易除却
- ③違反広告物の是正取組

甲賀市においても9月5日、違法な屋外広告物の簡易除却作業と、道路の不法占用物件に対する指導を行いました。

主に、電柱や柵、道路標識などに立てかけられた立看板やはり札などを撤去しました。撤去した広告物は、期間を定めて市役所で保管しています。

### ◎今回撤去した広告物

はり札	23枚
立看板	13個
合計	36
指導件数	9

公共的物件や交通安全施設、電柱などには、たとえ短い期間であっても、原則立看板やはり札、はり札などの広告物を表示することはできません。また、屋外広告物を設置する場合は、申請が必要です。

※屋外広告物とは・・・

一定の期間、継続して屋外で公衆に表示されるもの

一人ひとりルールを守り、きれいで安全なまちにしましょう。

問い合わせ

都市計画課 景観係  
☎65・0786  
☎63・4601

## 甲南中学校サッカー部

### 強豪破り全国3位

甲南中学校サッカー部は、8月7日に行われた近畿大会で全国大会への切符を勝ち取り、8月17日から24日までの間開催された全国中学校体育大会でベスト4(全国3位)入りを果たしました。



メダルを胸にしたサッカー部のメンバー達



練習に励む選手たち

地方大会を乗り越えてきた強豪校がひしめく全国大会で、初戦の北陵(中)岩手県)をPK戦で下した甲南中はそのまま勢いに乗り、準々決勝で優勝候補の一角、宮崎代表の日章学園中を先制されながらも粘り強く攻勢をかけ、逆転で破りました。準決勝で対峙した静岡代表の東海大翔陽中は、優勝候補に挙げられる強豪でしたが、「チームに勢いがありました」とメンバーが振り返るように、2度に渡りリードを奪いました。1点リードで迎えた後半ロスタイムに同点に追いつかれ、延長戦の末相手校にゴールを許してしまいました。悔しい結果にも、顧問の齋藤監督は「大会屈指の好ゲームだった」と、選手の活躍を称え、スタンドから熱い声援を送り続けた学校の仲間や保護者からも、選手の健闘に惜しみない拍手がいつまでも止みませんでした。

選手たちは、全国制覇に届かなかった悔しさとともに大きな達成感を抱いて凱旋し、主将の門矢君は「最高の仲間、最高の指導者、最高の保護者とともに勝ち取った全国3位」と胸を張って報告しました。

## 障害児福祉手当・特別障害者手当制度

市では常時介護が必要な在宅の重度障害者の方に、その障害のために生じる負担を削減し、福祉の増進を図るため、次の手当を支給しています。

いずれの手当も診断書などによる認定が必要で、所得制限があります。詳しくはお問い合わせください。

### 障害児福祉手当

●対象  
20歳未満の在宅の重度心身障害児で、身体障害者手帳1級(2級の一部を含む)程度の身体障害、または、障害の状態が上記と同じ程度以上の精神(知的)障害がある

### 特別障害者手当

●対象  
20歳以上の在宅の重度心身障害者で、障害基礎年金の1級程度の障害が複数あり、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある人。

●支給額/14,280円(月額)

問い合わせ  
自立支援課 自立支援係  
☎65・0702 ☎63・4085

## 人権擁護委員の委嘱発令がありました

### ●再任された人権擁護委員

竹崎 文雄さん (水口町泉)  
富山 朝司さん (甲賀町油日)  
木村 功さん (甲南町野田)

問い合わせ

人権推進課 人権政策係  
☎65・0694  
☎63・4582